

いたばし 環境管理ニュース

発行: 板橋環境管理研究会

2015年4月1日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
 第367号 電話: 03-3962-0131 FAX: 03-3962-0133
 (板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

今号のトピックス

- 1 新エネルギー機器及び省エネルギー機器等導入助成制度(住宅用・事業所用)
- 2 適正管理化学物質使用量等報告の受付開始
- 3 春の板橋クリーン作戦
- 4 板橋区環境基本計画(第三次)策定に向けた中間まとめ
- 5 エコポリスセンターリニューアルオープン

新エネルギー機器及び省エネルギー機器等 導入助成制度(住宅用・事業所用)

区では地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー・省エネルギー機器等を住宅及び事業所に設置される方に経費の一部を助成します。

設備更新等をご検討の方は是非ご利用ください。

1. 住宅用

(1) 要件

- ① 板橋区内の住宅(戸建・集合、個人・法人等)に、新しく補助対象機器等を設置される方。
(賃貸住宅などの場合は、住宅の所有者から設置についての同意書が必要)
- ② 申込時点において、設置工事が完了していないこと。
(※窓の断熱化は、工事に着手していないこと。)
- ③ 平成28年3月18日までに設置完了報告書を提出できること。
- ④ 個人の場合 個人にあつては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
法人の場合 法人にあつては、法人住民税を滞納していないこと。

(2) 補助対象機器等・補助金額

補助対象機器等		補助金額	
新エネ機器等	太陽光発電システム	出力1kWあたり 25,000 円	上限 100,000 円
	太陽熱温水器	設置に要する経費の 5%	上限 45,000 円
省エネ機器等	燃料電池システム		上限 50,000 円
	蓄電池システム	容量1kWhあたり 10,000 円	上限 50,000 円
	HEMS	—	定額 10,000 円
	窓の断熱化	※詳細はお問い合わせください	

※HEMSについては、補助対象経費が定額を下回る場合、その金額の 1,000 円単位未満の端数を切捨て補助金額とします。

※住宅用の補助対象機器等として、内窓の設置、外窓又はガラス交換による断熱改修を行う、「窓の断熱化」が新たに加われました。

2. 事業所用

(1) 要件

- ① 申請時点において、板橋区内に事業所等を有する中小企業者等であり、その板橋区内の事業所に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置される方。
(賃貸・使用貸借事業所の場合は、所有者の機器等の設置についての同意書が必要)
- ② 申請者が、中小企業等(法人又は個人の事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)

第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。)をいう。)であること。

- ③前年度の原油換算エネルギー使用量が、1,500kl未満の事業所であること。
(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)における指定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所の所有事業者及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事業所等でないこと。)
- ④申請時点において、設置工事が完了していないこと。
- ⑤平成28年1月29日までに、補助金交付申請書等を提出できること。
- ⑥平成28年3月18日までに設置完了報告書等を提出できること。
- ⑦法人の場合 法人にあっては、法人住民税を滞納していないこと。
個人の事業者の場合 個人にあっては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- ⑧CO2排出量の削減効果等を検証し、結果を報告すること。

(2) 補助対象機器等・補助金額

補助対象機器等		補助金額	
		板橋エコアクション等 取組事業者	その他事業者
新エネ機器等	太陽光発電システム	設置に要する経費の20% 上限1,000,000円	設置に要する経費の20% 上限500,000円
省エネ機器等	省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等		

※板橋エコアクション等取組事業者とは、板橋エコアクション 2008 の認定、ISO14001 の認証及びエコアクション 21 の認証・登録の事業者です。

※東京都地球温暖化防止活動推進センターで実施している『省エネアドバイス』も、区の省エネルギー機器等の要件である省エネルギー診断となります。

※省エネルギー診断結果に沿った設備・機器等の改修であり、かつエネルギー使用量の削減効果がある設備・機器等に対して、補助金を交付します。導入予定の設備・機器等が補助対象になるか、事前にご相談ください。

3. 注意事項

(1) 申請日について

- ①土日・祝日・年末年始は除きます。
- ②補助金の交付状況により、予算枠を超えた場合、期間中でも申請を受けられないことがあります。
- ③申請は、環境戦略担当課に届いた日をもって先着順となります。

(2) 補助対象機器等と申請等について

- ①各機器等について、規格等に基準があります。基準を満たさない機器等には補助金が交付されません。
- ②「設置に要する経費」とは、機器等本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器等の運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。
- ③交付申請額は、1,000円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ④同一年度内での申請は、各機器等1回までとなります。
- ⑤補助対象機器等1種類につき、1枚の申請書が必要になります。

(3) 申込・問合せ

板橋区資源環境部環境戦略担当課環境政策グループ

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2596

住宅用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004900.html

事業所用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html

適正管理化学物質使用量等報告の受付開始

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」により、「適正管理化学物質(59物質)」を年間100kg以上取り扱う工場または指定作業場は、前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、製造量などを区役所へ報告することとなっています。

本年も4月1日から、平成26年度実績の報告の受付を開始いたしますので、すみやかに提出をお願いいたします。

■ 提出期間

平成27年4月1日(水)～6月30日(火)

■ 注意事項

- (1) 報告書は正副2部提出して下さい。窓口で審査後、受付印を押印して副本を返却します。
- (2) 郵送で提出される場合は返信用封筒を同封して下さい。

■ 提出・問合せ

板橋区資源環境部環境課公害指導係(板橋区役所北館7階13番窓口)
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2594

適正管理化学物質(59物質)リスト

番号	物質名	番号	物質名
1	アクロレイン	31	スチレン
2	アセトン	32	セレン及びその化合物
3	イソアミルアルコール	33	チウラム
4	イソプロピルアルコール	34	チオベンカルブ
5	エチレン	35	テトラクロロエチレン
6	塩化スルホン酸	36	1, 1, 1-トリクロロエタン
7	塩化ビニルモノマー	37	1, 1, 2-トリクロロエタン
8	塩酸	38	トリクロロエチレン
9	塩素	39	トルエン
10	カドミウム及びその化合物	40	鉛及びその化合物
11	キシレン	41	ニッケル
12	クロム及び三価クロム化合物	42	ニッケル化合物
13	六価クロム化合物	43	二硫化炭素
14	クロルピクリン	44	砒素及びその無機化合物
15	クロロホルム	45	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
16	酢酸エチル	46	ピリジン
17	酢酸ブチル	47	フェノール
18	酢酸メチル	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
19	酸化エチレン	49	ヘキサン
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1, 2-ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1, 1-ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1, 2-ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1, 3-ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物(EPNに限る。)
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1, 4-ジオキサン
30	水銀及びその化合物		

春の板橋クリーン作戦

私たちのまち板橋を、ごみのないきれいなまちにしていくために、本年度も、「春の板橋クリーン作戦」を実施します。

期間中の都合のよい日に各々でまちをきれいにするこの作戦に、あなたも参加してみませんか。

1. 実施期間

5月23日(土)～6月7日(日)

作戦期間中の都合のよい日に実施していただきます。

2. 参加対象

個人、団体、町会・自治会、商店街、事業所、老人クラブ、学校、スポーツ少年団、学生ボランティア、官公庁等・・・どなたでも気軽に参加できます！

3. 実施内容

道路、歩道の清掃等「春の板橋クリーン作戦」の趣旨に沿った美化活動をしてください。

作戦中はくれぐれも事故のないよう、安全の確保をお願いします。

(※ なお、公園は委託等により清掃されているので、清掃場所の対象外とします。)

4. 申込方法・期限

裏面・実行計画書の必要事項を記入し、板橋区役所環境課、または最寄りの地域センターに提出してください。

(※ 詳しくは下【申込方法について】参照) ※ 申込期限は**4月24日(金)**です！

5. お問合せ

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

「エコポリス板橋環境行動会議」事務局

板橋区役所 環境課 環境美化担当

【住所】〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

【電話】(3579)2597 【FAX】(3579)2589

【Eメール】s-bika@city.itabashi.tokyo.jp

【申込方法について】

- ・環境課へ直接申し込む場合は、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれでも構いません。
- ・地域センターで申し込む場合は、窓口へ直接お持ちください。内容に関するお問合せは、環境課までお願いします。



板橋区環境基本計画(第三次)策定に向けた中間まとめ

ご意見を募集します

板橋区は、今後10年間の環境保全に関する基本的な方針を示す「板橋区環境基本計画(第三次)」の策定に向け、「中間まとめ」を作成しました。この中間まとめについて、広く区民の皆さまのご意見を募集するため、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

1. 策定の背景・目的

区では、平成11年3月に「板橋区環境基本計画」を策定し、平成17年3月の改訂を経て、平成21年3月に「板橋区環境基本計画(第二次)」(以下、「現行計画」という。)を策定し、環境保全の取り

組みを進めています。現行計画の策定以降、東日本大震災によるエネルギー需給の逼迫化を契機とした省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギー導入の加速化、人口減少社会への移行など、環境行政を取り巻く状況が変化してきたことや、平成27年度に現行計画の計画期間が終了すること等を踏まえ、平成37年度を目標年度とする「板橋区環境基本計画(第三次)」を策定します。

2. 第三次計画の基本的な考え方

(1) 計画の構成

現行計画の体系は、計画の「基本理念」の下、①「望ましい環境像」-②「長期目標」-③「短期目標」-④「環境施策」という4段階の構成になっています。第三次計画では、「基本理念」にあたる部分を「環境像」として設定し、新たな「環境像」の下、①「基本目標」-②「環境施策」という2段階の構成に再編します。

(2) 区のみぎす環境像

第三次計画においては、『「エコポリス板橋」環境都市宣言』の趣旨を継承しつつ、板橋区がめぎす新たな将来の環境のイメージを、よりわかりやすく表現するものとして、これまでの「基本理念」にあたる部分を「環境像」として設定します。

(3) 計画の基本目標

第三次計画では、前述の「環境像」の下に、個別分野ごとの環境課題に対応した「基本目標」を、概ね10年後の目標として設定します。

「基本目標」は、現行計画における5つの「望ましい環境像」を柱とし、これに加え、少子高齢化の加速や東日本大震災の発生等による地域コミュニティの重要性の高まりを受け、協働や共助の考えを盛り込んだ『パートナーシップが支えるまちの実現』(環境保全行動)を新たに設定します。

3. 中間まとめの閲覧と意見の募集

【募集期間】

平成27年4月16日(木)～5月8日(金)

【閲覧場所】

環境戦略担当課(区役所北館7階⑫窓口)・区政資料室(区役所北館1階⑦窓口)・エコポリスセンター・区立図書館・区ホームページでご覧になれます。

【対象】

区内在住・在勤・在学の方、区内事業者、区内で活動する個人・法人・団体などです。



図 区のみぎす環境像

現行計画	
望ましい環境像	長期目標(概ね20年間)
低炭素社会を実現するまち	効率的なエネルギー利用による温室効果ガス排出量が少ない社会への移行
循環型社会を実現するまち	ごみの発生抑制と資源を循環利用する社会システムの構築
自然環境と生物多様性を保全するまち	緑と水と生きものに囲まれた都市空間の創造
健康に暮らせる生活環境が快適なまち	社会活動に伴って発生する環境負荷の削減と生活環境の向上
「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまち	環境保全行動を担う人材の育成と環境に配慮した社会の構築



第三次計画	
基本目標(概ね10年間)	環境の分野
『低炭素社会の実現』 ～エネルギーのスマート化による温室効果ガスの排出が少ないまちづくり～	エネルギー・気候変動 等
『循環型社会の実現』 ～ごみの発生抑制と資源を循環利用する社会システムづくり～	ごみ・資源 等
『自然環境と生物多様性の保全』 ～緑と水と生きものに囲まれた都市空間の創造～	緑・水・生物 等
『快適で健康に暮らせる生活環境の実現』 ～社会活動に伴って発生する環境負荷の削減と生活環境の向上～	生活環境(大気環境・美化) 等
『「環境力」の高い人材の育成』 ～環境に配慮したライフスタイルの実現に向け主体的に行動できる人づくり～	環境教育・環境情報 等
『パートナーシップが支えるまちの実現』 ～自助・共助・公助の連携による地域環境づくり～	環境保全行動 等

図 現行計画から第三次計画への推移

【意見の提出方法】

直接または郵送・FAX・電子メールで、①郵便番号・住所②氏名(ふりがな)③区内在勤・在学の場合は勤務先・学校名とその所在地④法人・各種団体の場合は名称とその所在地・代表者氏名⑤区内で活動する個人などは活動内容⑥中間まとめに対する意見を明記のうえ、環境戦略担当課環境基本計画策定グループまで提出してください。

※ 提出された意見に個別の回答は行いません。意見に対する区の考え方を後日公表します。

ご意見提出先

板橋区役所 環境戦略担当課 環境基本計画策定グループ
「板橋区環境基本計画(第三次)策定に向けた中間まとめ」
意見募集担当宛
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
TEL: 03-3579-2622
FAX: 03-3579-2589
電子メール: s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp
窓口: 区役所北館7階12番窓口

エコポリスセンターリニューアルオープン

エコポリスセンターは、「だれもが快適に暮らせる社会を目指して、地球環境から地球的規模の環境にまで配慮した生活様式を普及促進することにより、人と環境の共生する都市の形成に寄与し、もって、区民の生活環境の向上に資する」ことを目的に、先進的な環境展示設備を導入し平成7年に開設しました。

1. 経緯

平成22年度に開催されたエコポリスセンターあり方検討委員会から「環境問題は、「啓発期」から「実践期」へ移行している」との提言を受け、「実践」活動を一層活発化させ、環境活動の拠点として機能を果たすことを決めました。

2. コンセプト

展示設備の整備にあたっては、来館者を「子ども」、「大人」、「環境団体・グループ」とし、次のコンセプトにより行いました。

(1)見える・交流できる

「見える化」の視点で整備された新たな施設機能により、情報の共有・発信や各活動主体の交流が活発に行われる施設としました。

(2)遊び・新しい発見

展示什器は、内容やテーマ、情報ソースなどを敵的に更新することができ、来館者が常に新しい発見につながる用展示を工夫しました。

(3)自然・緑・癒し

自然の優しさや大切さにふれることで、ライフスタイルを見つめ直すきっかけとなり、地球温暖化を防ぐ取組へとつなげます。また、「自然」・「緑」・「癒し」を体感できる空間づくりを目指し、エコポリスガーデンを、自然を感じる癒しとくつろぎの空間として整備しました。

3. リニューアルオープン日

平成27年4月2日(木)

4. お問い合わせ

板橋区資源環境部環境課管理係

【電話】 03-3579-2591

【FAX】 03-3579-2589

【Eメール】s-kankan@city.itabashi.tokyo.jp

